

令和3年2月17日

各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防サービス事業者
各介護保険施設開設者
各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者
各養護老人ホーム設置者
各軽費老人ホーム設置者
各保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定事業者
各指定居宅介護支援事業者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

令和2年度介護保険サービス事業者等集団指導について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

令和2年度介護保険サービス事業者等集団指導につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年実施している一堂に会する講習会形式での集団指導は行わず、下記の方法により実施いたしますので、ご対応方よろしく申し上げます。

記

1. 実施方法・提出先

各施設・事業所は、「きのくに介護 de ネット（令和2年度介護保険サービス事業者等集団指導について）」に掲載された集団指導資料の内容を確認の上、「確認書」を提出してください。

※ 確認書については、来年度以降の実地指導の検討資料とするため、お手数をおかけしますが、事業所の所在地を所管する振興局ごとに作成し、各振興局健康福祉部（串本支所）へ提出願います。

(例) 海草振興局所管（訪問介護、通所介護、有料老人ホーム）

那賀振興局所管（通所介護、介護老人福祉施設、短期入所生活介護）

→ 確認書は海草振興局あてと那賀振興局あての合計2枚を提出

※確認書は事業所の所在地を所管する振興局健康福祉部（串本支所）あてのものをダウンロードしてください。

2. 留意事項

確認書の提出をもって、令和2年度の集団指導を受講したものとします。

※確認書の提出がない場合は、集団指導を受講していないものとして、実地指導の対象とすることを検討します。

3. 資料・確認書の掲載場所

「きのくに介護 de ネット（令和2年度介護保険サービス事業者等集団指導について）」

URL: <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

4. 確認書の提出期限

令和3年3月15日（月）

5. 確認書の提出方法

原則、電子メールで提出してください。（電子メールの場合、件名は「集団指導確認書」としてください。）

電子メールが困難な場合は、FAX 願います。

6. その他

- ・今回の集団指導の資料には令和3年度の報酬改定（予定）の内容は含まれていません。
- ・報酬改定の内容については厚生労働省から通知され次第、改めてご案内する予定です。
- ・令和3年2月1日現在で休止期間中の事業者及び介護保険サービスを提供していない各保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定事業者については、確認書の提出は必要ありません。
- ・指定居宅介護支援事業者については、例年オブザーバーとして参加いただいているため、確認書の提出は必要ありません。

和歌山県福祉保健部長寿社会課
介護サービス指導室 中西
電話：073-441-2527
Mail：e0403004@pref.wakayama.lg.jp